

## 税理士が語る、経営者が知るべき経理・総務のツボ(第4回)

### 特例の活用で、お得にマイナンバー対応投資ができる

2016.07.05

今年1月からマイナンバー制度の運用が開始されています。しかし、中堅・中小企業を中心に、実際にはまだ十分な対応ができていないという事業者も多いと思います。例えば制度の概要はある程度は理解していても、要求されている安全管理措置は十分に満たしていると考えていない経営者も多いのではないのでしょうか。

マイナンバー制度への対応が十分に行えない理由の1つに費用の捻出が考えられます。マイナンバー制度に対応するにはセキュリティの強化が欠かせません。情報漏えいの防止に向けて、取り扱い区域の管理を行うためのパーテーションを設置するといった物理的安全管理措置が必要です。パソコンやソフトウェアなどを新たに用意する技術的安全措置も求められています。こうした措置のための投資に悩む経営者も多いと思います。

そこで今回は、2016年度税制改正で適用期限が延長された「少額減価償却資産の特例制度」について紹介します。この制度はマイナンバー制度への投資にも使えるからです。

マイナンバー投資を損金計上しやすくなる「少額減価償却資産の特例制度」… 続きを読む